

## 森林の立木を伐採するときには届出が必要です。

私たちは、水源の涵養、災害の防止、土壌の保全、木材の供給など森林の持つ様々な機能（恩恵）により生活しています。その森林を守るために南小国町では森林整備計画を策定しています。この計画に沿った森林の伐採や伐採後の造林を実施していただくため、森林法により「伐採及び伐採後の造林の届出」を事前に提出していただくこととなっています。

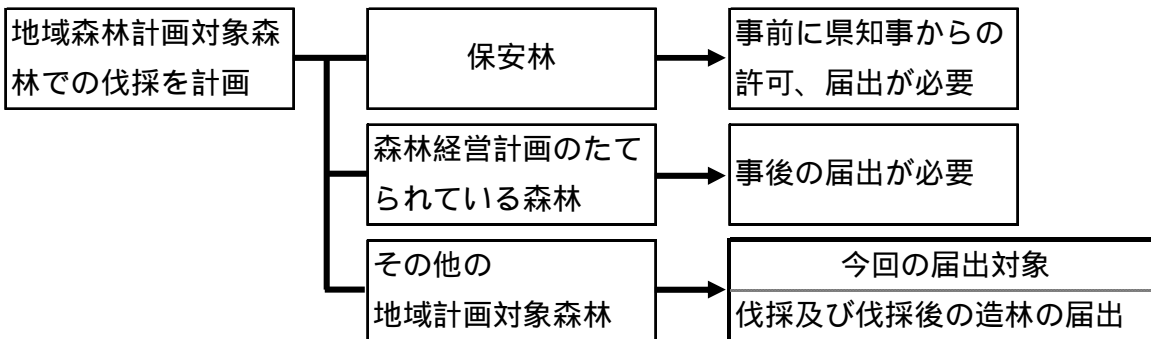
### 届出の対象となる森林は

県知事の策定した地域森林計画の対象となっている私有林です。

（地目が山林以外の場合もあります）

阿蘇地域振興局、行政情報インターネット地図公開システムなどでご確認ください。

### 届出の対象となる場合



### 届出の対象者の例

- ・ 森林所有者が自ら、若しくは依頼して伐採、造林する場合  
森林所有者
- ・ 伐採業者が森林所有者から立木及び土地を購入し、伐採、造林する場合  
伐採業者（立木及び土地を購入した者）
- ・ 伐採業者が森林所有者から立木のみを購入し、伐採する場合  
森林所有者と伐採業者による連名
- ・ 立木の伐採後に森林以外の用途に利用する場合（土地の売買を行わない場合）  
森林所有者と土地の利用者による連名

### 届出の時期

- ・ 伐採を開始する90日から30日前まで
- 無届の場合
- ・ 100万円以下の罰金に処する場合があります。（森林法第208条）

### 届出書に添付する書類

- ・ 次頁をご覧ください。

詳細は末尾までお尋ねください。

なお、1haを超える森林の開発には県知事の許可が必要です。

お問合せ先  
南小国町役場 農林課 林政係  
電話：0967-42-1114

## 伐採及び伐採後の造林の届出書添付書類一覧

添付書類の区分	書類例	省略の可否
森林の所有者であることが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本</li> <li>・固定資産名寄帳</li> <li>・評価証明書</li> </ul> 所有者名、地番、地目、面積がわかるもので官公庁が発行したもの	必須
森林の所有者若しくは、森林の管理者の住所が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（マイナンバーの記載がないもの）</li> <li>・印鑑証明書</li> </ul>	南小国町に住所を有する場合は省略できる。
伐採の区域が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公図、字図、地籍図</li> <li>・航空写真（地籍調査未了地区で字図と現況が異なる場合）</li> </ul>	必須
隣接する森林の所有者との境界確認を行ったことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式（隣接の山林所有者の署名捺印のある確認書、測量図面など）</li> </ul>	地籍調査完了地区の筆界未定地番は必須
伐採等の権原を有する者であることが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書</li> </ul>	森林所有者（管理者）と伐採等の権原を有する者が異なる場合は必須
確約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第1号</li> </ul>	所有者と森林管理者が異なる場合（未相続など）や共有名義の場合は必須
その他町長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採後に森林以外に利用する場合の計画図、平面図</li> </ul>	森林以外の用途に利用する場合は必須

官公庁で発行する書類は、届出書提出日の3ヶ月以内に取得したものに限り